

学校法人大成学園 役員等の報酬、旅費及び退職手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大成学園(以下「本学園」という。)の役員及び評議員の報酬等の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 役員等
理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 理事
「学校法人大成学園 寄附行為」(以下「寄附行為」という。)第5条第1項第1号に規定する者をいう。
- (3) 常勤理事
理事のうち、本学園の職員の身分を有する理事をいう。
- (4) 非常勤理事
理事のうち、常勤理事を除く理事をいう。
- (5) 監事
寄附行為第5条第1項第2号に規定する者をいう。
- (6) 評議員
寄附行為第19条第2項に規定する者をいう。
- (7) 常勤評議員
評議員のうち、本学園の職員の身分を有する評議員をいう。
- (8) 非常勤評議員
評議員のうち、常勤評議員を除く評議員をいう。
- (9) 職員
本学園の職員採用規程、再雇用規程を適用し採用された者をいう。
- (10) 報酬
報酬、賞与、退任手当、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、この役員等の報酬には、本学園の職員に適用される給与規程及び退職手当支給規程に基づくものを含まない。
- (11) 費用
役員等としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費)及び手数料等の経費をいう。

(報酬及び費用の額)

第3条 役員等には、前条第10号及び第11号で規定する報酬及び費用について、別表のとおり支給する。ただし、常勤理事及び常勤評議員については、費用のみを支給する。

2 非常勤理事、監事、非常勤評議員の交通費の支給額の算定にあたっては、本学園の職員に適用される旅費規程を準用するものとする。

3 役員等が職務の執行に当たって、旅費以外の手数料等の経費を要する場合は、当該費用を支給する。

4 別表に定めるもののほか、役員等に対しては、賞与、退任手当、退任慰労金等の報酬は支給しない。

(報酬及び費用の支給方法)

第4条 前条の報酬及び費用は、会議等に出席(出張)した都度、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込みにより支払うものとする。

2 第1項の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本学園は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附則

(施行期日)

1. この規程は、2021年4月1日より施行する。

(廃止規程)

2. この規程の施行の際、「学校法人大成学園 役員等報酬規程」、「学校法人大成学園 役員関係旅費支給規程」及び「学校法人大成学園 役員等退職手当支給規程」は廃止する。

別表

(役員等の報酬及び費用の支給額)

役職名	業務内容	報酬		費用		
				旅費		手数料等
				交通費	宿泊費	
非常勤理事	理事会、評議員会への出席	日額	20,000円	実費（本学園の旅費支給規定により支給）	実費	
	上記の他、法人業務のための勤務	日額	20,000円			
		半日	10,000円			
監事	監事監査、理事会、評議員会への出席	日額	20,000円			
	上記の他、法人業務	日額	20,000円			

	務のための勤務	半日	10,000 円		
非常勤評議員	評議員会への出席	日額	20,000 円		
	上記の他、法人業	日額	20,000 円		
	務のための勤務	半日	10,000 円		
常勤理事	理事会、評議員会 への出席	無報酬			
常勤評議員					